令 和 ２ 年 度

工 事 監 査 報 告 書

市道一箕３-356号線道路改良工事（その２）

会津若松市監査委員

目　　次

第１　監査の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２　監査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第３　監査対象工事の概要　・・・・・・・・・・・・・・　１

第４　監査の着眼点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第５　監査の実施内容　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第６　監査の実施場所及び日程　・・・・・・・・・・・　２

第７　監査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（工事技術調査状況写真）　・・・・・・・・・・・・・・　６

◆　技術士の工事技術調査結果報告書（後述綴）

工　事　監　査　報　告　書

「会津若松市監査基準に関する規程」に基づき、随時監査を実施したので、その結果を報告いたします。

第１　監査の種類

地方自治法第199条第５項の規定による随時監査（工事監査：工事技術調査）

工事監査（工事技術調査）は、計画、設計、積算、入札、契約、施工管理等の各段階において、技術的視点から工事が適正に施工されているかを主眼に行われるものであり、品質の確保はもとより経済性や効率性、有効性の向上を目的に実施するものである。対象とする工事は設計額が比較的高額（概ね30,000千円以上）な工事等(調査、設計、工事監理又は事業の維持管理等を含めて発注するものを含む)で、技術的に難易度が高く、監査実施時期において工事進捗率が概ね50％前後のものから、適宜、選択する。

なお、今般の工事については、当初の設計額が約27,500千円、工事技術調査時の工事進捗率は概ね60％程度ではあるが、別途発注の「市道一箕３-356号線道路改良工事（国道49号交差点改良工事：令和３年３月完成予定）」と関連性が高い重要な工事である。

第２　監査の対象

対象工事：市道一箕３-356号線道路改良工事（その２）

対象部課：建設部まちづくり整備課、総務部契約検査課

本工事は、会津大学より国道49号へと向かう市道の延長工事で、接続箇所となる居合団地入口交差点までの延長区間83m、幅員16m（片側 3.5m、左右で７mの歩道を含む）の道路改良工事である。

本工事の道路は、国道49号と会津大学周辺を結ぶ幹線市道であり、平成22年度以降事業が一時休止していたが、物件移転等が進み道路用地の確保が完了した平成30年度から工事を再開したところである。これに加え、国道49号本線内への右折レーン設置及び交差点部改良等を行う別途発注の「市道一箕３-356号線道路改良工事」の竣工により、全線が開通し利便性の向上に資する重要な工事であることから工事監査の対象としたものである。

第３　監査対象工事の概要

１　契約概要

工 事 名：市道一箕３-356号線道路改良工事（その２）

工事場所：会津若松市一箕町大字亀賀地内

契約方法：制限付一般競争入札（事後審査型）

契約金額：当初24,237,400円　変更後29,650,500円(消費税及び地方消費税の額を含む)
設 計 額：当初27,541,800円　変更後33,693,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)
落 札 率：88.0％
契 約 日：令和２年６月 11 日（変更契約日：令和２年 12 月２日）
受 注 者：有限会社丸守建設　代表取締役　佐藤　和人
工　　期：令和２年６月11日～12月24日
進捗状況：計画出来高 60％　実施出来高 62％（令和２年10月１日現在:工事技術調査時）

２　工事概要

○施工延長　L=83.1m

- 車道舗装工（表層）　A=914.2㎡
- 車道舗装工（上層路盤）　A=905.9㎡
- 車道舗装工（下層路盤）　A=580.4㎡
- 歩道舗装工（平板ブロック）A=575.1㎡
- 歩道舗装工（路盤）　A= 30.0㎡
- 側溝工　L= 5.5m
- 縁石工　L= 48.3m
- 植栽工　N= ７箇所

第４　監査の着眼点

全国都市監査委員会版別項「監査等の着眼点」の「第３　工事監査等の着眼点」に基づき、工事の経済性、効率性、有効性の観点から監査を行った。

第５　監査の実施内容

あらかじめ対象工事に係る関係資料の提出を求め、対面において契約の概要、工事概要の聴取を行い、工事現場において職員及び受注者から説明を受けるとともに、施工状況調査を実施した。

なお、技術面の調査については、技術士法第２条に規定する技術士による支援を受けて監査品質の向上を図った。

第６　監査の実施場所及び日程

監査の実施期間

令和２年８月18日～令和３年１月27日

工事技術調査実施日及び場所

令和２年10月１日　書類審査　河東支所３階会議室
令和２年10月２日　現地実査　会津若松市一箕町大字亀賀地内
令和２年10月２日　再ヒアリング　河東支所３階会議室

第７　監査の結果

技術士による工事監査技術調査結果報告書を踏まえ、前述の着眼点により、「市道一箕３-356号線道路改良工事（その２）」の工事監査を実施した結果、事業目的・計

画・設計・積算・契約・監理及び検査等の発注者としての事業遂行及び受注者による施工・施工管理等についてはおおむね適正であると認められた。
なお、所見については次のとおりである。

1　事業の目的について

本市は、会津大学を核とする学園都市としてのまちづくりと周辺地域の活性化を図るため、平成７年度より当該路線の事業に着手した。平成８年度の「くらしのみちづくり事業」にはじまり、平成17年度からは「まちづくり交付金事業」として、さらに平成28年度からは「社会資本整備総合交付金事業」として、国の支援を受けながら事業を推進してきた。当該路線は、地域の生活空間の安全確保及び生活機能の向上を図るために、国道49号への接続を目的とした工事であり、これら交付金事業の目的及び主旨に沿ったものとなっていた。

2　計画について

(1)　道路管理者である会津若松市及びガス管理者である若松ガス株式会社等、関連事業者との協議は確実に実施されていた。

(2)　発注者による地元説明は適正に行われており、工事中の地元関係者からの苦情はなかった。

(3)　今回の監査対象工事との関連工事としては、「特記仕様書」に記載のある別途発注の「市道一箕３-356号線道路改良工事」及び「一箕亀賀配水管布設替工事」が該当するが、事前協議等により相互間の調整は確実に実施されていた。

3　設計について

(1)　設計図、構造・数量計算書等は、「福島県土木部共通仕様書 土木工事編Ⅰ～Ⅲ」、「会津若松市工事請負契約約款」及び「会津若松市市道の構造の技術的基準を定める条例」等に則って設計され、課内での照査・検算が行われており適正であった。

(2)　工事期間の算定は、「土木工事標準積算基準　Ⅲ」を基に設定し、さらに夏季休暇も加算し、適正に設定されていた。

(3)　特記仕様書は、「福島県土木部共通仕様書 土木工事編Ⅰ～Ⅲ」に定めるもののほかに、建設副産物の処理、加えて再生資材の利用と舗装切断時に発生する濁水の処理に係るものなどについても定められており適正であった。

(4)　経済性については、下層路盤工への再生砕石ＲＣ－40の使用や点字ブロックの再使用など、コスト削減意識を反映した設計となっており適正であった。

(5)　道路設計については、省エネルギー化や資材のリサイクル等の環境に対する配慮に加え、「会津若松市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」に基づく防滑仕様の透水性平板ブロックの採用など、高齢者等通行弱者にも配慮した設計が施されており適正であった。

(6)　将来にわたる維持管理については、防草タイプの歩車道境界ブロックの使用による目地の雑草抑制など、管理しやすい設計が施されており適正であった。

(7)　設計において準拠した主な基準等については以下のとおりである。

① 「土木工事標準積算基準Ⅰ～Ⅲ（福島県土木部 令和元年10月１日改正）」
② 土木設計マニュアル（福島県土木部監修 福島県建設技術協会）

4 積算について

(1) 積算において準拠した主な基準等については以下のとおりである。
① 「土木工事標準積算基準Ⅰ～Ⅲ（福島県土木部 令和元年10月１日改正）」
② 建設物価
③ 積算資料

(2) 積算基準等に記載のない単価については、５社以上から見積を徴取し、決定され、適切に設定されていた。

(3) 積算は、全般にわたりまちづくり整備課の複数の担当者が確認しており、その内容は適正と判断した。

5 契約について

本工事の入札については、「会津若松市建設工事発注基準」に基づき、制限付一般競争入札（電子入札システム）により執行され、入札参加者は13者で、落札率は88.0％であった。

また、契約締結にあたっては、契約書、本工事費内訳書、着手届、工程表等の提出、さらには、現場代理人等通知書による現場代理人及び主任技術者の資格要件の確認など必要な契約手続は適正になされていたが、落札通知書にかかる発送日の記載もれについては、技術士からの指摘があったところであり、今後とも契約手続きの信頼性の確保の観点からもより一層の注意を払われたい。

6 施工及び施工管理について

施工にあたり必要な諸官庁への手続きは適切に実施されていた。

施工計画書は、設計図書で明示された施工条件、設計図、設計内訳書及び共通仕様書等に基づき、当該工事を施工するために必要な手順や工法等を示すものである。工事請負事業者から提出された施工計画書については、工種ごとに施工計画がよく検討・整理された内容となっており、適切な事務手続きがなされていた。

なお、労働安全衛生に関する取扱、施工体系図における下請の状況、産業廃棄物の処分に関する許可の更新、下請通知書における現場代理人及び主任技術者等、技術士との見解の相違があった部分については、改めて確認し、修正が必要と思われる箇所については改善を求め、後日、修正が実施されたことを確認した。

7 現場施工状況について

工事の施工にあたり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、建設リサイクル法、会津若松市工事請負契約約款などの法令等に基づき適切に工事の施工がなされていることを確認したところである。以下に主な項目を示す。

(1) 当該工事現場掲示物（施工体系図、建設業の許可証、労災保険関係成立票等）については、「新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の体制・対応」も含め、工事現場に適切に掲示されていた。

(2)　工程表の計画と実施出来高比較は、請負業者に「工事履行報告書」及び月に１度「実工程進捗」の提出を求め、適切に整備保管がなされていた。

　また、適宜、監督員へ短期工程表を送付し、立会日時及び進捗の確認も行われていた。

(3)　使用材料の受払い及び各種材料の現場保管は適切に実施されていた。

(4)　各種承諾書、記録写真等の請負人提出書類は２部作成され、まちづくり整備課に正本、受注者に副本がそれぞれ保管されていた。

(5)　工事施工に使用する建設機械は、排出ガス対策型及び低騒音・低振動型が使用され、現場安全管理は、安全施工サイクルを基本に元請の「作業安全指示書」、下請の「危険予知活動」により適切に実施されていた。

(6)　特記仕様書における県産木材を利用した工事名表示板２基も設置されており適切であった。

８　監理及び検査等について

資材確認・出来形確認・品質確認等は、「福島県土木部共通仕様書 土木工事編Ⅱ」に基づき、埋戻や砕石基礎、路盤の施工、平板ブロック及び案内標識板の設置、合材温度確認等にかかる立会検査が全11回実施されていたことが材料検査一覧表で確認された。また、写真・検査記録は１冊に綴り、まちづくり整備課において適切に整備・保管されていた。

今般の工事監査においては、技術士による調査においても特に大きな指摘事項はなく、おおむね適正に工事が執行されていたものと判断する。工事目的の達成のためには、各種工事の確実な履行が必要不可欠であり、今回、技術士調査において確認された事項については、引き続き留意されたい。

また、ゲリラ豪雨などの自然災害が多発する昨今において、今後とも工事の安全施工はもとより、自然災害にも配慮した取組に意を用いていただきたい。